

# 第1章

## 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景・目的

現在の日本は、急激な少子高齢化や核家族化の進行による社会構造の変化、また個人のライフスタイルの多様化等により、かつての日本の諸制度の基礎となっていた、家庭や地域でお互いに支え合う機能の低下が顕著となっています。

また、既存の制度や分野にまたがり複合化・複雑化した課題や、制度の狭間にある課題も表出し、さらには必ずしも予見出来ない課題が突発的に表出することもあり、福祉ニーズは多様化を極めています。

こういった社会状況の中、平成29年度に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（地域包括ケアシステム強化法）により社会福祉法が改正され、平成30年4月1日に施行されました。その概要は以下のとおりで、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を目指すこととされています。

### 1. 地域福祉推進の理念を規定 《第4条第2項／第5条／第6条第2項／第106条の2》

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 《第106条の3》

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画の充実 《第107条／第108条》

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

（厚生労働省作成資料「改正社会福祉法の概要」より抜粋。）

和光市（以下「本市」という。）においては、平成17年から、行政の計画である「和光市地域福祉計画」と、民間の計画である「和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、ともに連携を図り、人口の流動率が大きいという本市の

地域特性等を反映した第一次、第二次及び第三次地域福祉計画を策定し、地域福祉の取り組みを推進してきました。

また、第三次計画においては、連携を強化して取り組みを進めていくため「和光市地域福祉計画」及び「和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的に策定し、また直近では、前述の社会福祉法の改正等を受け、平成30年3月には中間見直しを行いました。

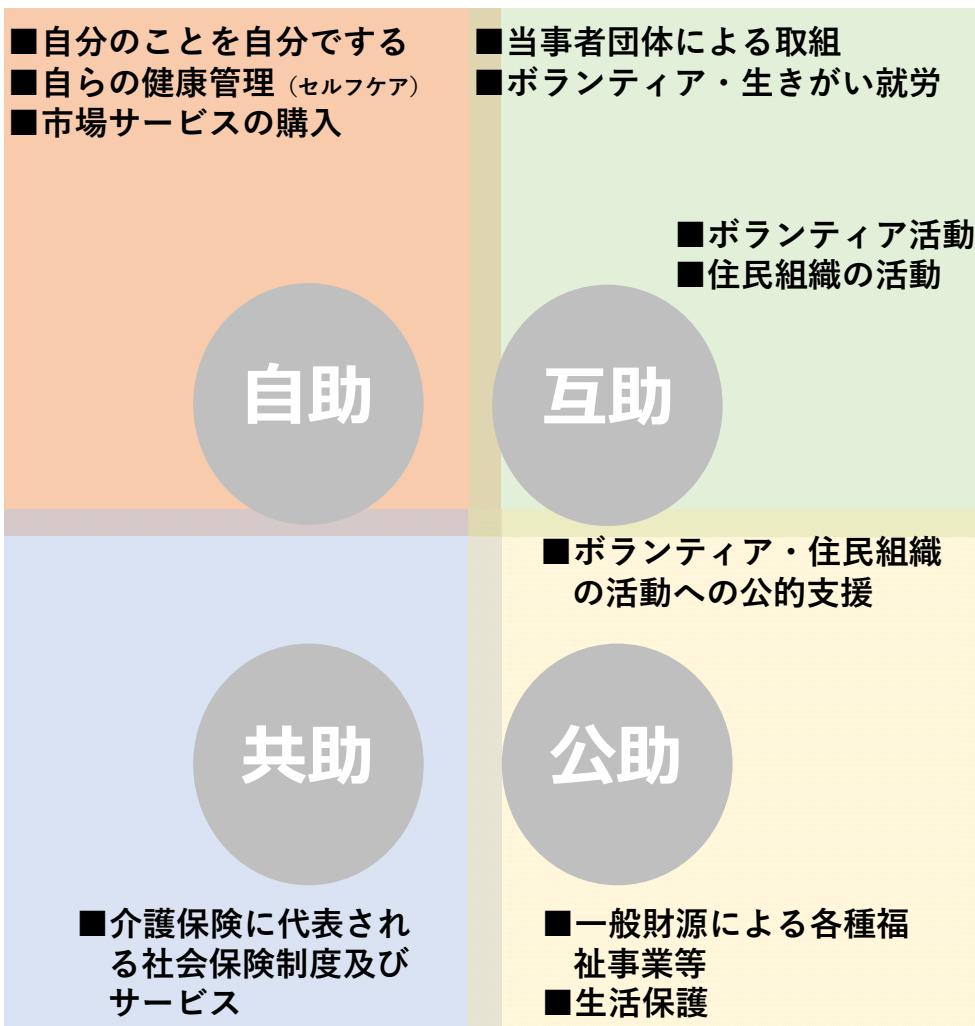
多様化する地域福祉のニーズに対応していく必要があることから、引き続き、地域福祉の取り組みを推進し、地域共生社会の実現を目指すため、社会福祉法等の関係法令の趣旨を鑑み、第四次計画を策定します。

#### ◎地域福祉とは…

福祉というと高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉などそれぞれ分野ごとに対象が決まっており、その対象の方のための福祉と思う方が多いのではないでしょうか。「地域福祉」の対象は地域であり、そこに住んでいる住民です。地域には様々な方が住んでおり、課題や問題も多様であるため、一つの福祉サービスだけでは対応できないことがあります。そこで、公的サービスで対応できない課題に対して、住民が互いに力をあわせ、解決することが必要です。そうした意味では、地域福祉とは住民一人一人の力（自助）・住民同士の力（互助）・社会保障などの相互扶助（共助）・公的機関による支援（公助）など重層的かつ相互的に進めていくものであるといえます。

地域福祉はすべての住民の方が安心して生きいきと生活できるよう、自助・互助・共助・公助が協力しあうことによって、地域の様々な活動を活性化し、一人ひとりが自立した生活を送ることができる地域社会を実現する取り組みです。

## 【自助・互助・共助・公助の相関図】



それぞれの地域が持つ「自助・互助・共助・公助」の役割分担を踏まえた上で、「自助」を基本としながら、「互助」、「共助」、「公助」をバランスよく組み合わせていくことが必要となります。

福祉：すべての人を対象とした「ふだんのくらしのしあわせ」であり、誰もが安心して暮らすことができる事をいいます。

市民：市内在住・在勤・在学者のことを含め、市内で活動されている方など、本市に関わりのある人のことをいいます。

住民：実際に本市に住んでいる人。なお、本計画において市民と住民は時と場合によって使い分けています。

自助：市民（個人、家族など）が、自らの生活の質を維持・向上させるために行う努力と行動のことをいいます。

互助：自助ではできないことを、市民などで互いに支え合うことをいいます。

共助：介護保険に代表される社会保険制度及びサービスなどをいいます。

公助：公的機関による体制やサービスなどの支援をいいます。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法等による位置づけ

第四次和光市地域福祉計画和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、社会福祉法及び関係通知等に基づき、定めるものです。

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。内容は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくものです。

また、地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされています。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。加えて、上記法改正において、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

他にも、国から発出された関係通知で、要援護者や生活困窮者自立のための支援方策等、盛り込むべき事項が定められています。

埼玉県においては、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援するものとして、社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として「第5期埼玉県地域福祉支援計画（平成30年度～令和2年度）」を策定しています。

＜社会福祉法 関係部分抜粋＞

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力をして、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画とされています。また「地域福祉活動計画策定の手引き」((社福) 全国社会福祉協議会) の中で、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だって行うこと」を目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめたとりきめ」と記載されています。

地域福祉活動計画は、「住民主体」と「住民参加」の下で進められるものとして、住民懇談会の開催やアンケートを実施し、住民の思いや気づきに立脚した、共感に基づく自助・互助についてを住民の役割とし、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。

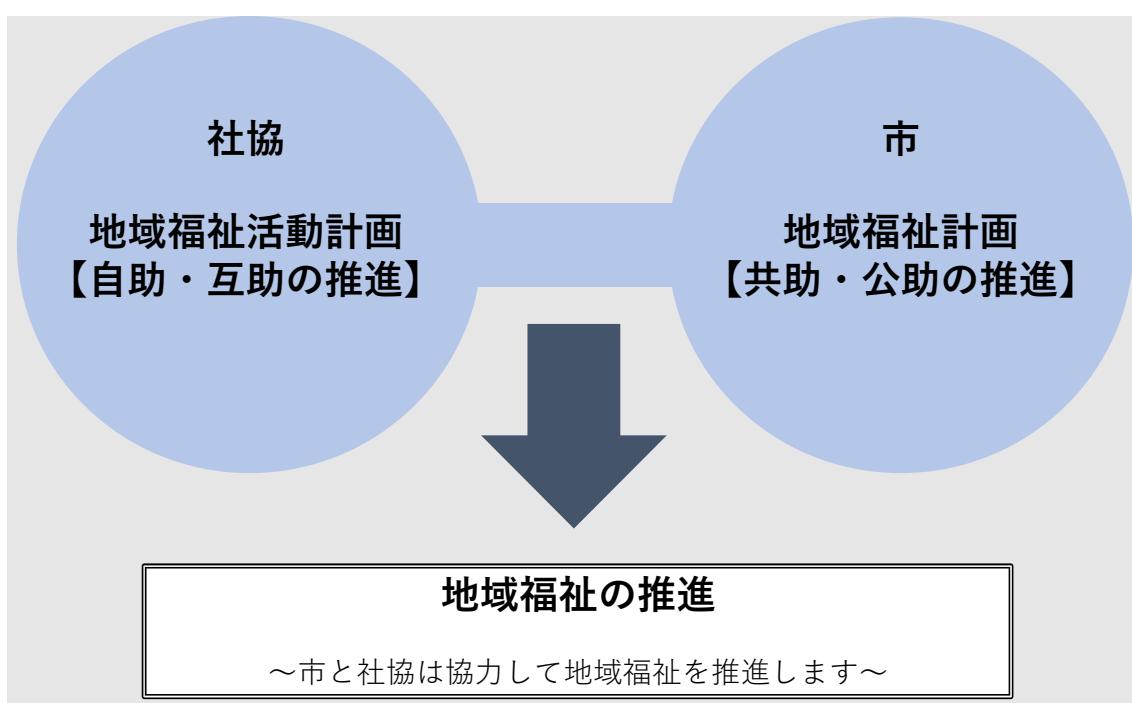
和光市社会福祉協議会（以下、社協という。）では、第三次和光市地域福祉計画和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画との整合性を保ちながら、令和元年

7月に「発展・強化計画」の中間見直しを図りました。「発展・強化計画」は、「住民ニーズ基本の原則」や「住民活動主体の原則」を踏まえ、地域福祉を推進する中核的な組織として、経営の理念や方針を明確にし、その実現のための事業、組織、財務等に関する取り組みを示す中期計画で、地域福祉活動計画中で社協が担う役割についての基盤となるものです。

地域福祉活動計画は、現状の把握と解決の方策に向けて住民・市・社協が役割を話し合うなど、策定の過程から住民参加を原則とした、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指す住民活動の計画です。

## (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義

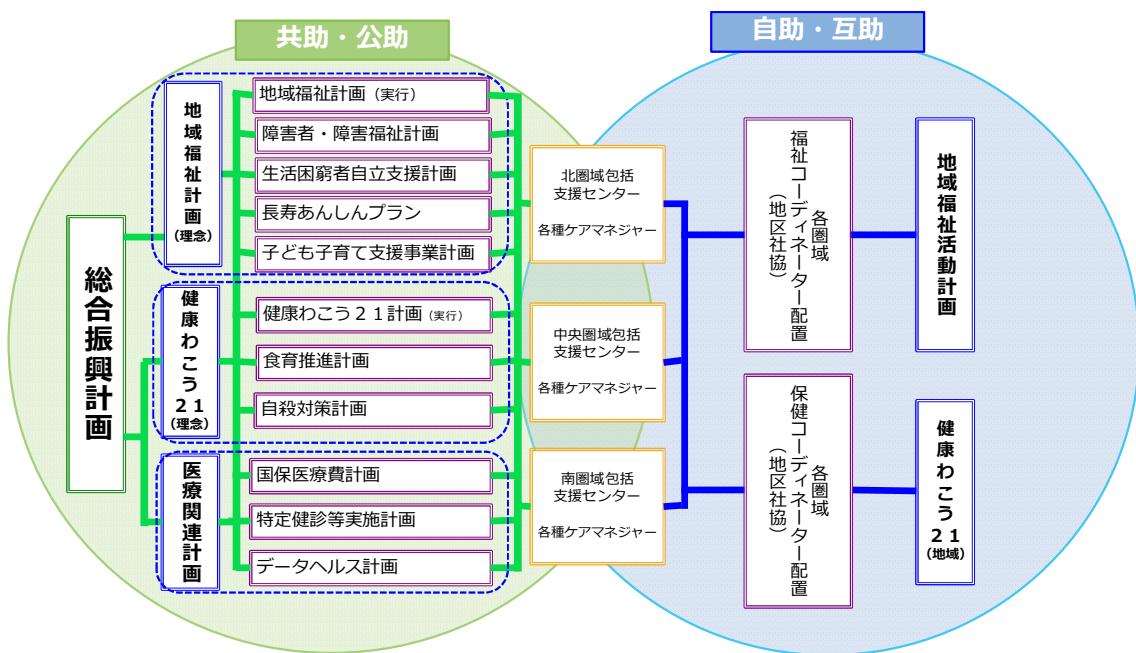
前身である第三次和光市地域福祉計画和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画から引き続き、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するため、「自助」「互助」の具体的活動を定める地域福祉活動計画を一体的に策定します。このことにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものとの役割や協働が明確になり、和光市独自の取り組みとして、地域包括ケアを実現することを念頭に置いた様々な地域課題を解決する福祉基盤を構築し、実行性を高めます。



### (3)他計画等との関係

地域福祉計画では、他の福祉関係計画の理念及び共通事項を定め、また関係計画では、その内容を踏まえて、施策の実行において相互連携を図っています。

また、地域福祉計画と同様に、理念と共に共通事項を定め、各関係計画の連携を図っている「健康わこう21計画」及び「医療関連計画」と、地域福祉計画がそれぞれ連携することで、関係する計画の施策全てが機能的に連携することを目指します。



### 3 計画の期間

令和2年度から令和7年度までの【6か年】を計画期間とします。

他の福祉関係計画は、個別の法律に期間の定めがあるもの等を除き、3年あるいは6年の計画期間となっています（例：第五次和光市障害者計画・第5期和光市障害福祉計画、第7期和光市長寿あんしんプラン等）。

そのため、地域福祉計画の計画期間を令和2年度から6か年とすることにより、理念計画とされている地域福祉計画の策定後に、他の福祉関係計画が策定出来るようになります。

	本年度													
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度(令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
(※1) 次期計画策定年度が令和元年度 (※2) 次期計画策定年度が令和2年度あるいは令和5年度 (※3) その他														
<b>地域福祉計画</b> (※1)	第三次				第四次									
障害者・障害福祉計画 (※2) (成年後見制度利用促進基本計画含む)	第四次・第4期			第五次・第5期			第六次・第6期							
長寿あんしんプラン (※2) (成年後見制度利用促進基本計画含む)	第6期			第7期			第8期			第9期				
生活困窮者自立支援計画 (※2)	第1期			第2期										
子ども・子育て支援事業計画 (※3)	第1期			第2期										

**地域福祉計画を前提に計画策定が可能**

医療関連計画				
国民健康保険保健事業実施計画 (※2) (アータヘルス計画)	—	第1期	第2期	第3期
特定健康診査等実施計画 (※2)	第2期	第3期		第4期
国民健康保険事業計画 (※2)	—	第1期	第2期	第3期
<b>健康わこう21計画</b> (※3)	第1次		第2次	
食育推進計画 (※3)	第2次		第3次	
自殺対策計画 (※3)	—	第1期	第2期	
(参考) 総合振興計画 (※3)	第四次		第五次	

## 4 計画の推進体制

本計画は、住民・社協・市の三者の協働により推進するものです。そのため、それぞれの役割を担い計画を推進していくとともに、定期的な推進状況などの情報共有や計画の見直しを行う必要があります。計画の円滑かつ確実な推進のため、和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画等推進委員会等を実施します。

### ○和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画等推進委員会

第四次計画を実行性のあるものとするために、住民・社協・市の三者からなる委員会を設置し、計画に基づいた活動を展開し、適宜評価を行っていきます。

また、検討部会を設置するなどして、計画の中間年に見直し、あるいは法改正など社会情勢の変化に応じた必要な見直しを図ります。

### ○前計画から引き続き、地域福祉活動計画における具体的な事業の検討と社協内部で「職員推進部会」を設置します。また、各部署・各施設における日常の点検・進捗管理を行います。

活動計画における取り組みについて、社協の部署ごとに、より具体的な事業を検討し、それぞれの年次計画に落としこみます。また、社協職員が一丸となって計画を推進していくために、全社協職員の参加によるプロジェクト「職員推進部会」を設置します。事業の進捗状況の把握、情報や課題の共有化を図るとともに、定期的な点検・評価、計画の見直しを行います（概ね年3回）。

着実に計画を推進していくために、共通理念・目標のもと、各部署・各施設での業務に取り組みます。これにおいても社会情勢やニーズに合わせた事業展開を心掛け、地域福祉の推進に努めます。

## 5 計画の評価手法

下図の SPDCA サイクルに沿って実施します。

具体的には、「第三次和光市地域福祉計画・和光市地域福祉活動計画推進委員会」において本計画を定め(PLAN)、計画に基づいて事業を実施していく(DO)とともに、「和光市地域福祉計画・和光市地域福祉活動計画等推進委員会」などで進捗確認・事業評価を行い(CHECK)、必要に応じて見直し・改善をしていきながら(ACT)、次期計画のための調査の準備等を行っていきます(SURVEY)。

